

保育士等バンクのご利用方法について

1 保育士バンクとは？

核家族化した現代の少子化社会においては、子育て中の大人が、イベントや会議等に子ども連れで参加することができるように、臨時託児所等の設置が求められています。

県では、この臨時託児所に必要な保育士等の需要に対応するため、人材情報を提供する「保育士等バンク」を設置しています。(平成 18 年 10 月 20 日開設)

2 バンクに登録されている人は？

臨時託児所等での保育に従事できる次に掲げる方を登録しています。

- (1) 保育士又は看護師の資格を有する方
- (2) 21 世紀職業財団やファミリー・サポート・センター等が主催している保育又は子育てに関するサポーター養成講座等を受講した方
- (3) その他幼稚園教諭免許取得者やボランティアなど臨時託児所で保育に従事できる方

3 登録情報の取得方法は？

臨時託児所等を設置するため、登録情報を取得されたい団体（イベント主催会社、子育てサークル・各種団体等）は、最寄りの県地方局にお越しいただき、利用に係る申請書類にご記入いただいた後、登録者が公開に同意されている情報（氏名、連絡先、保育士資格等のデータ）を提供します。

4 問い合わせ先

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/page/7075.html>

総括窓口	県庁子育て支援課	790-8570	松山市一番町 4 丁目 4 番地 2	TEL 089-912-2412
申請窓口	東予地方局地域福祉課	793-0042	西条市喜多川 796 の 1	TEL 0897-56-1300(代)
	中予地方局地域福祉課	790-8502	松山市北持田町 132 番地	TEL 089-941-1111(代)
	南予地方局地域福祉課	798-8511	宇和島市天神町 7 番 1 号	TEL 0895-22-5211(代)

